

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	高松市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/28211.html

執行機関名 高松市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの(更新住宅)
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)による市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第一条	高松市市営住宅条例(平成9年高松市条例第47号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「公住法」という。)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第84号)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特賃法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高松市市営住宅条例、高松市市営住宅条例施行規則、高松市市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予取扱要領、公営住宅法施行規則、公営住宅法施行令